

伊勢崎市監査委員告示第 5 号

公 表 書

令和4年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年 9月28日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	吉	山	勇

記

1 定期監査結果報告書

上下水道局

竜宮浄水場、浄水課、下水道整備課、下水道施設課、上水道整備課、総務課（令和3年度分）

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

3 監査の日程及び対象

令和4年7月6日（水）

○上下水道局

竜宮浄水場・浄水課・下水道整備課・下水道施設課・上水道整備課・総務課

4 監査の着眼点

令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全であるか。

5 監査の実施内容

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

- ア 予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 契約関係について
- オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、現地において対象各課の予備監査結果と提出書類に基づき質疑応答形式で実施した。また、施設及び設備については、災害時や断水時の対応等を監査した。

6 監査の結果

[総括]

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、局長に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

[事務改善]

予備監査の結果を含めた事務改善事項で主なものは、委託関係において、業務完了報告書及び検査結果通知書の決裁者に誤りがあるもの、仕様書の業務内容と違う業務を行っていたものがあつた。

工事関係において、契約書の削除条項に訂正印の漏れがあるものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。